

税務 | 納税期限の延長

2025年4月

■ 法令

付加価値税、法人税等の納税期限を延長する政令 DECEE 82/2025/ND-CPが2025年4月2日付で発行され、当該日付から2025年12月31日まで適用されます。

■ 概要

▶ 付加価値税（輸入時除く）の納税期限

対象期間	納税期限	対象期間	納税期限	対象期間	納税期限
2025年2月	2025年9月20日	2025年5月	2025年11月20日	2025年第1四半期	2025年10月31日
2025年3月	2025年10月20日	2025年6月	2025年12月20日	2025年第2四半期	2025年12月31日
2025年4月	2025年10月20日				

▶ 法人税の予定納税期限

対象期間	予定納税期限
2025年第1四半期	2025年9月30日
2025年第2四半期	2025年12月30日

■ 適用対象

- ✓ 指定された業種における企業等（食品製造加工、建設、コンピュータープログラミング等）
- ✓ 法令に基づく中小零細企業

■ その他

納税者自身が適用対象を判断し、延長申請の責任を負います。

■ お問い合わせ

- ✓ ベトナム進出支援
- ✓ 月次記帳
- ✓ 税務申告
- ✓ ライセンス
- ✓ ビザ
- ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>
vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。